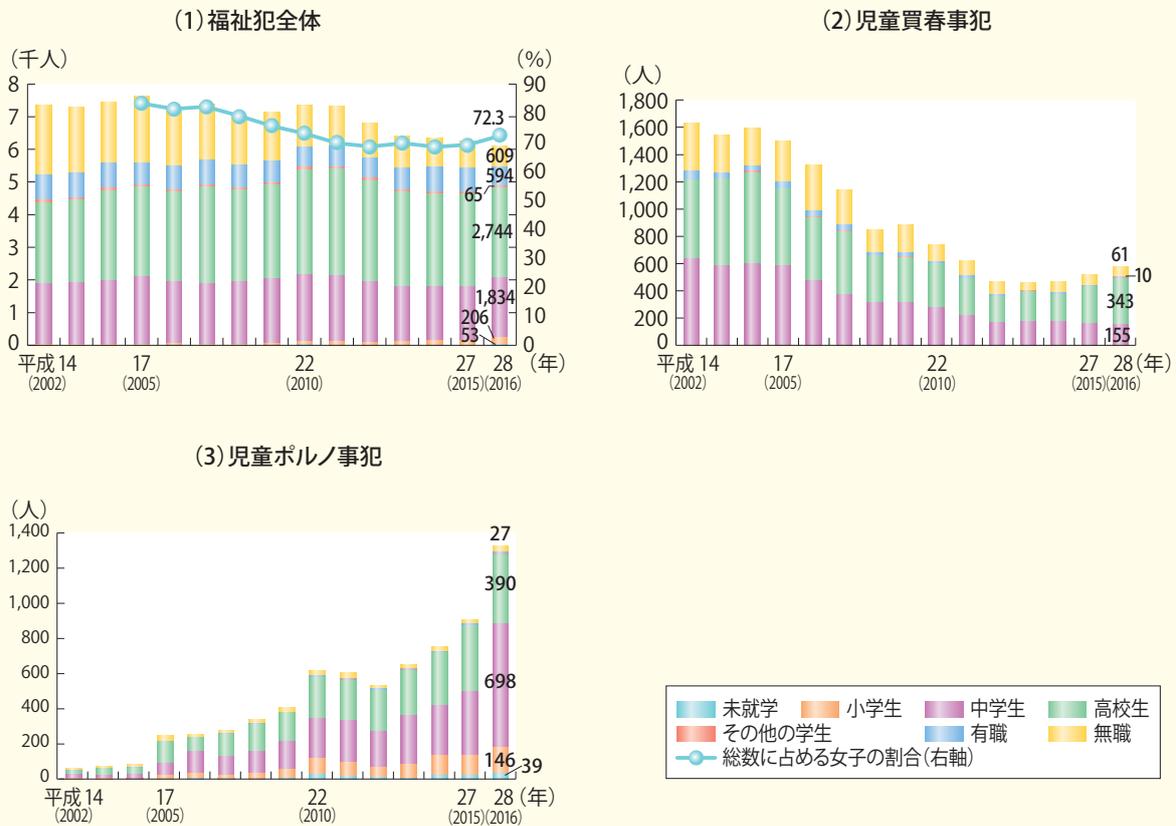


(子供の性被害問題)

図表 21 福祉犯の被害に遭った20歳未満の者

- ◆福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少している。
- ◆全体として児童買春事犯及び児童ポルノ事犯の被害者は増加傾向にある。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」
 (注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

- 平成26 (2014) 年6月、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、平成27 (2015) 年7月から自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪について適用が開始された。
- 政府では、平成29 (2017) 年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童に対する加害行為に使用されるツールに着目した対策などを総合的に推進している。
- 平成28 (2016) 年度より、関係する民間団体等及び行政機関から構成される「子供の性被害撲滅対策推進協議会」(事務局：警察庁)が開催されている。
- 内閣府では、平成29 (2017) 年7月、「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催し、「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとして、基調講演やパネルディスカッションを行った。
- 警察は、児童買春・児童ポルノ禁止法による積極的な取締りなどを行っている。

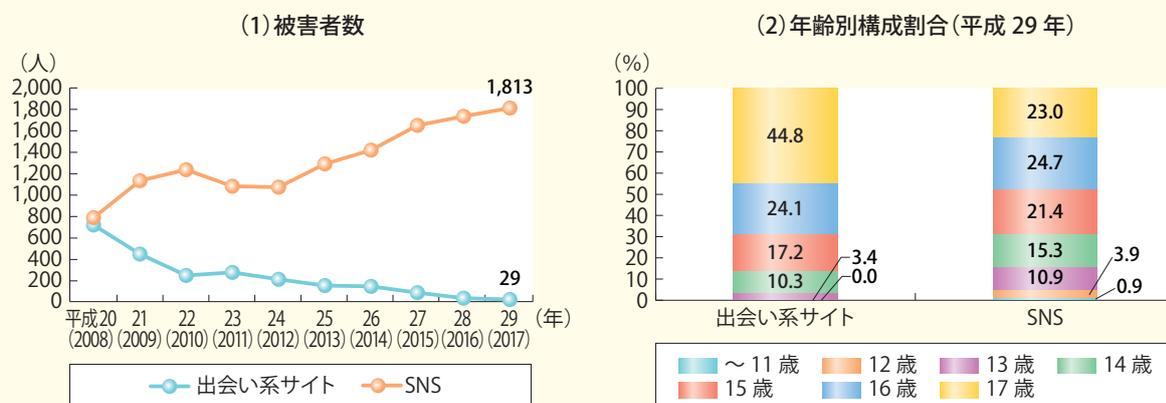
(出会い系サイトやSNSの問題)

- 警察では、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接注意・助言などを行うサイバー補導

を推進している。

図表 22 出会い系サイト及びSNSに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者

- ◆出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者が減少する一方、SNSを起因として犯罪被害に遭う者の増加が続いている。
- ◆出会い系サイトに比してSNSでは、より低年齢の被害者が多い。



(出典) 警察庁「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」

(子供の犯罪被害の防止)

- 文部科学省は、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき、学校における安全管理を推進している。また、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回等を行っている。
- 警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。
- 警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。
- 政府では、平成29(2017)年5月、人身取引対策推進会議の第3回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

- 警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。
- 文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の心のケアを支援する活動を推進している。